

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

(1) ①～⑤の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO2/kwh)	0.000 以上 0.575 未満	70
	0.575 以上 0.600 未満	65
	0.600 以上 0.625 未満	60
	0.625 以上 0.650 未満	55
	0.650 以上 0.675 未満	50
	0.675 以上 0.700 未満	45
	0.700 以上 0.725 未満	40
	0.725 以上 0.750 未満	35
	0.750 以上 0.775 未満	30
	0.775 以上 0.800 未満	25
	0.800 以上	20
② 未利用のエネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡は、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を国立病院機構北海道がんセンター院長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

## 2. 条件

- ・入札に当たっては、競争参加資格確認書類として、1.(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1.(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1.(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。